

様式第16

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第37項の規定による確認書

番 号
年 月 日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

都道府県知事 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第12条の規定に係る 年 月 日付けの別添の報告については、下記の通り施行規則第12条第37項の確認をします。

記

1 確認を受けた報告者について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種贈与認定個人事業者	<input type="checkbox"/> 第二種贈与認定個人事業者
	<input type="checkbox"/> 第一種相続認定個人事業者	<input type="checkbox"/> 第二種相続認定個人事業者
	確認を受けた受贈者(相続人)の氏名	

2 確認をした内容について

- 施行規則第12条第1項の報告に係る確認(経営承継贈与に係る年次報告)
- 施行規則第12条第3項の報告に係る確認(経営承継相続に係る年次報告)
- 施行規則第12条第5項の報告に係る確認(経営承継贈与に係る随時報告)
- 施行規則第12条第7項の報告に係る確認(経営承継相続に係る随時報告)
- 施行規則第12条第9項の報告に係る確認(合併に係る報告)
- 施行規則第12条第10項の報告に係る確認(株式交換に係る報告)
- 施行規則第12条第11項の報告に係る確認(経営承継贈与に係る臨時報告)
- 施行規則第12条第31項の報告に係る確認(経営承継贈与に係る随時報告)
- 施行規則第12条第33項の報告に係る確認(経営承継相続に係る随時報告)

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 報告書の写しを添付する。
- ③ 本様式における第一種特別贈与(相続)認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与(相続)認定中小企業者、第一種特例贈与(相続)認定中小企業者、第二種特例贈与(相続)認定中小企業者、第一種贈与(相続)認定個人事業者又は第二種贈与(相続)認定個人事業者について準用する。
- ④ 施行規則第12条第9項又は第10項の規定に係る報告について、施行規則第12条第37

項の確認を受けた場合には、第一種特別贈与認定中小企業者(第一種特別相続認定中小企業者)の地位を承継した報告者が、施行規則第9条第2項(第3項)各号(報告者が吸収合併存続会社等である場合にあつては施行規則第10条第10項(第11項)の規定による読替え後のもの、報告者が株式交換完全親会社等である場合にあつては施行規則第11条第10項(第11項)の規定による読替え後のもの)に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、当該第一種特別贈与認定中小企業者(第一種特別相続認定中小企業者)に係る認定は取り消されることがある。

- ⑤ 施行規則第12条第9項又は第10項の規定に係る報告について、施行規則第12条第37項の確認を受けた場合には、第一種特別贈与認定中小企業者(第一種特別相続認定中小企業者)の地位を承継した報告者は、承継前の第一種特別贈与認定中小企業者(第一種特別相続認定中小企業者)が受けた認定に係る贈与申告期限(相続申告期限)から5年間、当該贈与申告期限(相続申告期限)の翌日から起算して1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに、施行規則第12条第1項(第3項)各号(報告者が吸収合併存続会社等である場合にあつては施行規則第10条第10項(第11項)の規定による読替え後のもの、報告者が株式交換完全親会社等である場合にあつては施行規則第11条第10項(第11項)の規定による読替え後のもの)に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(記載要領)

申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。